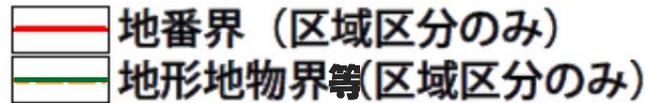


# 区域区分の都市計画決定線の界線根拠表示について

## ■ 区域区分の都市計画決定線の界線根拠表示

区域区分（市街化区域・市街化調整区域の区分）の都市計画決定線の界線根拠については、大きく分けると地番界（筆界を根拠とするもの）・地形地物界（地形図上の地物等を根拠とするもの）等があり、都市計画図書にその根拠が明示されています。

Mappy・i-マッピーにおいても、根拠別に線種を分けて表示します。



区域区分の都市計画決定線の界線根拠については、まず Mappy・i-マッピーでご確認ください。地番界については、Mappy 等で表示している線形と実際の線形が異なる場合がありますので、公図等でご確認ください。

確認が難しい場合は、『都市計画決定線の位置確認』にて位置を確認してください。

区 分		説 明	備 考
地番界		筆界が根拠（指定当時の地番）	都市計画課の窓口にて都市計画図書の公図写しが閲覧できます。ご確認ください。
地形地物界等	道路界	都市計画道路あるいは指定当時の地形図上の道路・通路の中心	指定当時の地形図上の道路中心の場合は、原則敷地に抵触することはないと考えられます。
	河川界・水路界	都市計画河川あるいは指定当時の地形図上の河川・水路の中心	指定当時の地形図上の水路中心の場合は、原則敷地に抵触することはないと考えられます。
	鉄道界・送電線界等	指定当時の地形図上の鉄道の中心等	

※ 個々の界線根拠については、インターネットの A-Mappy でも確認することができます。

## ■ 用途地域の界線根拠について

用途界については根拠別の線種分け表示はしていませんが、区域区分とほぼ同様の考え方で界線を決めています。

それぞれの界線について、まず Mappy・i-マップーをご覧ください。道路中心や線路中心か否かについては、Mappy・i-マップーで線をご確認いただき、不明な場合は電話等にてご確認ください。距離界・がけ界など確認が難しい場合は、『都市計画決定線の位置確認』にて確認してください。なお、距離界の場合は、Mappy 等の縮尺を 1/2500 にすると、距離を示す矢印が表示されます。

## ■ 防火地域・最低限高度地区(路線的指定)について

道路に平行に定めている防火地域や最低限第3種高度地区については、対象の都市計画道路決定線あるいは指定当時の地形図上の道路端からの距離で定められています。基点については、Mappy・i-マップーでは示されませんので、ご注意ください。

防火地域 (路線的指定)	道路 (都市計画道路の場合は、都市計画道路決定線) から 11m 
最低限第3種高度地区 (用途地域図で確認できます)	都市計画道路決定線から 11m 